

当事務所が定める弁護士費用（着手金、報酬金、手数料及び旅費日当）及び実費は、次のとおりです。

第1 成功不成功がある事件（着手金報酬金方式）

1 経済的利益の確定（基準1）

（1）経済的利益を求める事件について

ア 原則として、求める経済的利益（着手金の場合）及び得られた経済的利益（報酬金の場合）を基準とします。

イ 次の案件では、経済的利益に右側の率をかけた額を基準とします。

財産分与 0.6

遺産分割 0.5

遺留分減殺 0.8

ウ 婚姻費用、養育費、扶養料については、3年分を基準とします

（例）・相手方に対して100万円の支払いを求める場合、あるいは相手方から100万円を請求され、100万円全額の支払を拒絶する場合、経済的利益は100万円です。

・月額婚姻費用が5万円の場合、経済的利益は180万円です。

（2）経済的利益を求めない事件について

事件が1つの場合、経済的利益は300万円とみなすのを原則とし、事案によって減額または増額します。

関連する事件が2つ以上となる場合、2つめ以上の事件ごとに100万円を加算した額を経済的利益とみなすのを原則とし、事案によって加算額を減額または増額します。

（例）・離婚の場合、経済的利益は300万円です（同時に親権を求める場合は、離婚に吸収して、全体を1件とします）。

・離婚と子の引き渡しを求める場合、離婚について300万円、子の引き渡しについて100万円の、合計400万円が経済的利益となります。

（3）経済的利益を求める部分と求めない部分が混合する事件について

上記（1）アの額の2分の1位と300万円の合計額を経済的利益とみなします。

（例）・離婚と慰謝料300万円を求める場合、離婚についての300万円と慰謝料についての150万円（=300万円*1/2）の合計600万円が経済的利益となります。

（4）算定不能または困難な事件について

事案に応じ、150万円以上の1000万円の範囲内で定めます。

2 手続類型による調整（基準2）

基準1で求めた経済的利益に対し、手続ごとに一定の割合をかけて、基準となる費用（着手金及び報酬金）の額を求めます。

ただし、着手金について、各事件ごとに最低額があります。
 手続ごとの最低額及び割合は次表のとおりです。

(上段が着手金、下段が報酬金の割合。いずれもパーセント)

手続類型	金額	300万	300万円超3	3000万円超	3億円超
	最低額	円以下 の部分	000万円以 下の部分	、3億円以 下の部	の部 分
交渉（契約締結 以外）	8万円	2	1	0.4	0.3
		12	10	0.5	0.4
調停	10万円	4	2	1	0.6
		16	10	6	4
訴訟（一般）、 非訟、審判	15万円	8	5	3	2
		16	10	6	4
督促手続、即決 和解	10万円	2	1	0.5	0.3
		3	1.5	0.75	0.45
少額、手形、小 切手	8万円	4	2.5	1.5	1
		8	5	3	2
境界確定訴訟	30万円	8	5	3	2
		16	10	6	4
強制執行	10万円	4	2	1	0.6
		8	4	2	1.2
保全命令	15万円	6	4.5	2.5	1.5
		12	9	5	3
契約締結交渉	10万円	2	1	0.5	0.3
		4	2	1	0.6

例 経済的利益 4000 万円、訴訟提起の場合の着手金は次のとおりです。

300 万円以下の部分 300 万円*8%=24 万円

300 万円超 3000 万円以下の部分 (3000 万円-300 万円)*5%=135 万円

3000 万円超 3 億円以下の部分 (4000 万円-3000 万円)*3%=30 万円

24 万円+135 万円+30 万円=189 万円 (着手金の額。消費税別)

3 専門分野事件による調整（基準3）

専門訴訟（医療、建築）の最低額は70万円です。

4 地位（原告被告等の別）による調整（基準4）

被告または相手方の場合、基準1から3までにより求められた額から15%減額します。

ただし、家事事件については、この調整は行いません。

5 顧問先による調整（基準5）

顧問先事件の場合、基準1から4までにより求められた額から30%減額します。

6 事案による調整

事案の難易度、予想される必要期間により、1から5により求められた額から増額しあるいは減額することがあります。

7 着手金による調整（報酬金についてのみ）

当初の経済的利益の額と、最終的な経済的利益の額が異なる場合、報酬金の計算において、次のとおり処理します。

(1) 当初額が、最終額より少ない場合

当初額を基準として計算した着手金の額と、最終額を基準として計算した着手金の額の差額を、報酬金に加算します。

(2) 当初額が、最終額より多い場合

前項の差額の4分の1を、報酬金から控除します。

なお、控除額が、最終額を基準に計算した報酬金の額を上回っても、着手金は返金しません。

(例) ・当初額による着手金が100万円、最終額による着手金が150万円（報酬金が300万円）の場合、報酬金の額に50万円（ $=150\text{万}-100\text{万}$ ）を加算して、報酬金合計額は350万円

・当初額による着手金が100万円、最終額による着手金が60万円（報酬金が120万円）の場合、報酬金の額から10万円（ $=(100\text{万}-60\text{万})/4$ ）を控除して、報酬金合計額は110万円

・当初額による着手金が100万円、最終額による着手金が10万円（報酬金額が20万円）の場合、報酬金の額から22.5万円（ $=(100\text{万}-10\text{万})/4$ ）を控除したとき、-2.5万円となるが、返金なし

第2 成功不成功がない事件（手数料方式）

1 対象事件

成功不成功がない事件とは、申立により成果が確実に見込まれる事件であり、主に次の事件を指します。

簡易な自賠償請求、契約書作成、内容証明作成、証拠保全、遺言書・死因贈与契約書作成、成年後見人選任・変更、相続放棄、年金分割割合確定

2 金額の多寡がある場合

(1) 金額の確定（基準1）

契約書作成では、契約に定める金額とします。

遺言書・死因贈与契約書作成では、財産総額に0.5をかけた金額とします。

(2) 事件類型による調整（基準2）

基準1で求めた金額に対し、手續ごとに一定の割合をかけて基準着手金の額を求めます。

ただし、各事件ごとに最低額を定めます。

手續ごとの最低額及び割合は次表のとおりです。

(いずれもパーセント)

手續類型	金額	300万円以下 の部分	300万円超3000万円以下 の部分	3000万円超、3億円以下 の部分	3億円超 の部分
	最低額				
契約書作成	15万円	6	1	0.3	0.1
遺言書・死因贈与契約書作成	10万円	4	1	0.3	0.1

例 金額が4000万円の契約書作成の場合の手数料は次のとおりです。

300万円以下の部分 300万円*6%=18万円

300万円超3000万円以下の部分 (3000万円-300万円)*1%=27万円

3000万円超3億円以下の部分 (4000万円-3000万円)*0.3%=3万円

18万円+27万円+3万円=48万円（手数料の額。消費税別）

(3) 顧問先による調整（基準3）

基準1及び2で求められた基準着手金の額から30%減額します。

3 金額の多寡がない場合

それぞれ次のとおりです。

簡易な自賠償請求 請求額150万円以下の場合 3万円

請求額150万円超の場合 2%

証拠保全 同一事件ごと、1件目 30万円

2件目以降 1件ごとに10万円加算

成年後見人選任・変更 15万円
相続放棄 同一事件ごと、相続人1人目 7万円
2人目以降 1人ごとに3万円加算
年金分割割合確定 15万円

第3 旅費日当

1 旅費は次のとおりです。

(1) 自家用車による移動の場合は、次表のとおりです。

目的地	出発地（受任事務所ごと。距離は往復）					
	鹿児島	円	(km)	鹿屋	円	(km)
鹿児島地裁 本庁				2,000		100
同 加治木支部	1,400		70	2,640		132
同 鹿屋支部	2,000		100			
同 川内支部	2,000		100	4,000		200
同 知覧支部	1,400		70	3,400		170
伊集院簡裁	800		40	2,800		140
出水簡裁	3,000		150	5,600		280
指宿簡裁	1,800		90	3,800		190
大口簡裁	3,000		150	4,480		224
大隅簡裁	3,000		150	1,400		70
加世田簡裁	1,600		80	3,600		180
宮崎地裁 本庁	6,400		320	4,000		200
福岡高裁 宮崎支部						
同 日南支部	5,200		260	3,200		160
同 延岡支部	10,000		500	7,600		380
同 都城支部	3,200		160	2,200		110
その他	往復移動距離（Google Mapの推奨ルート を基準）1km当たり20円					

この表に定める旅費日当については、別途消費税をお支払いいただきます。

なお、移動に際して要する高速料金等は、実費としてお支払いいただきます。

(2) 自家用車以外の手段による移動の場合

実費としてお支払いいただきます。

なお、Google Map の推奨ルート（自動車）により算出する距離が、往復400キロを超える場合（（1）の場合を除く）には、原則として自家用車以外の交通手段により移動するものとします。

2 日当は次のとおりです。

(1) 一歴日における移動及び期日出廷による合理的拘束時間が1時間を超過する場合に、超過時間30分ごとに4000円（消費税別途）とします。

(2) 同一の機会における委任事務処理が複数の歴日に渡る場合は、各歴日ごとに前号の基準により算出し、これを合算します。

(3) 一歴日における日当の上限は、5万円（消費税別途）とします。

第4 実費

実費は次表のとおりです。

種別	金額
通信費（電話）	不要
通信費（郵便）	実費
訴訟費用	実費
謄写料（協同組合依頼分）	実費
謄写料（事務所謄写分）	モノクロ1枚当たり12円 カラー1枚当たり25円
交通費（高速料金等）	実費

この表に定める実費のうち、「謄写料（事務所謄写分）」については、別途消費税をお支払いいただきます。

2019年1月1日改訂